

報告第2号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成25年4月23日提出

天理市長 南 佳 策

専決第3号

専 決 処 分 書

平成24年11月26日午後5時30分頃天理市合場町331番地3先の市道23号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成25年3月26日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 21,105円

専決第6号

専 決 処 分 書

平成25年1月30日午前11時30分頃奈良市高畑町552番地の奈良地方法務局
駐車場で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額によ
り示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天
理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成25年4月8日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 117,386円